

## 企業再生貸付（経営改善サポート）のご案内

支援機関等<sup>(\*)</sup>の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等に従って、事業再生を行う中小企業者の資金供給の円滑化を支援します。

(\*)支援機関とは、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第134条に規定する認定支援機関、中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第31条に規定する認定経営革新等支援機関をいいます

### 1 融資対象者

県内で1年以上同一事業を営む中小企業者及び組合等で、債権者全員の合意が成立した計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方

全国統一保証制度である経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）制度を利用する中小企業者等を対象としています。

### 2 融資条件

融資限度額	2. 8億円
融資利率	年1. 60%（固定利率）
融資期間	15年以内（うち据置1年以内）
資金使途	設備資金及び運転資金、 保証協会の保証付融資の既往借入金の返済資金（借換資金）
担保・保証人	保証協会の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	保証を付ける

### 3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

### 4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

### 5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。  
また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。